

入 札 説 明 書

委託第 3 7 号

公文書書庫における機械警備業務委託

令和 8 年 1 0 月

御所市

入札説明書

入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

入札に参加する者は、下記の事項を熟知のうえ、入札しなければなりません。

第 1 競争入札に参加する者に必要な資格

入札公告第 2 に定めるもののほか、次に掲げる条件をすべて満たした者のみが、この入札に参加することができます。

1. 資格要件

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 御所市において令和 8 年度有効である業務委託等競争入札参加資格に登録があり、登録業種が「④-02 機械警備」である者。
- (3) 御所市の登録において、奈良県内に本店又は支店・営業所等が所在する者。
- (4) 警備業法第 4 条の規定による都道府県公安委員会の認定を受けていること。
- (5) 警備業法第 40 条の規定による届出を都道府県公安委員会に行っていること。
- (6) 競争入札参加資格確認時点及びそれより以後入札執行日までの間において、御所市入札参加資格停止要綱による参加資格停止措置を受けていないこと。
- (7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」といいます。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」といいます。）第 30 条の規定による更生手続開始の申立てを含みます。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。
ただし、同法に基づく更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含みます。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかったもの又は申立てをなされなかったものとみなします。
- (8) 平成 12 年 3 月 31 日以前に民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）附則第 2 条による廃止前の和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条第 1 項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (9) 平成 12 年 4 月 1 日以降に民事再生法第 21 条の再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをされていない者であること。

ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てがされなかったものとみなします。

一般競争入札参加資格確認申請書等の提出

下記により一般競争入札参加資格確認申請書（様式 S 1）及び資料等を提出してください。

(1) 提出書類

- ① 一般競争入札参加資格確認申請書（様式 S 1）
- ② 警備業法第 4 条の規定による都道府県公安委員会の認定を受けていること。
- ③ 警備業法第 40 条の規定による届出を都道府県公安委員会に行っていること。

- (2) 提出部数 各 1 部
- (3) 提出期限 入札公告に示す期限までに提出してください。
 - * 期限までに提出されない場合は参加資格が無くなります。
- (4) 確認結果の回答方法
 - 公告第 3 に示すとおり。
 - 資格確認書（P D F）を電子メールに添付します。
 - * 入札参加資格を確認できた者の中から無作為に 2 名以上を抽出し、郵便入札の開札立会の依頼をします。
- (5) 確認結果回答日
令和 8 年 10 月 13 日

第 2 入札の手続き

入札の方法は郵便によります。御所市郵便入札説明書に基づき入札を執行いたします。入札書への記載金額は、総計金額（消費税及び地方消費税含む（10%））とします。

第 3 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

第 4 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とします。落札者となるべき同価格の入札者が 2 人以上ある場合は、「くじ」により決定します。「くじ」を辞退することはできません。

また、1 回目の入札で参加者全員が予定価格以下にならなかった場合は、「2 回目の入札」を執行します。「2 回目の入札」は、参加者本人もしくは、その代理人が行います。「2 回目の入札」は、物品購入及び業務委託等入札説明書を熟読し、参加してください。

くじによる決定方法は、郵便入札説明書に記載の通りです。

第 5 契約の締結

落札者は、御所市契約規則（昭和 39 年 10 月 20 日規則第 18 号）第 19 条第 1 項の規定に基づき落札決定の翌日から起算して 7 日以内に契約を締結するものとする。